

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成26年9月29日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市北区紫野北花ノ坊町96		氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 学校法人 佛教教育学園 理事長 豊岡 鏡尔					
主たる業種	大学	細分類番号	8 1 6 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23年度から25年度の平均の排出量を基準に、平成28年度の温室効果ガス排出量を年平均2%以上削減する。						
計画を推進するための体制	佛教大学施設部部長を本部長とするエコ活動対策本部会議において、平成23年度から25年度の平均の排出量を基準年度排出量とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,196.0 トン	6,985.4 トン	6,842.9 トン	6,700.3 トン	-4.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	7,128.0 トン	6,985.4 トン	6,842.9 トン	5,689.3 トン	-8.7 パーセント	
目標の根拠		第1計画期間において約6%の削減に成功しているが、H26年度~28年度にかけて照明設備を高効率な照明器具へ更新し、年平均2%の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積㎡×100)	4.42	4.29	4.20	4.11	-4.55 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		平成26年度から28年度にかけて照明設備を高効率な照明器具に更新する。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		100.0 セント	107.0 セント	107.0 セント	107.0 セント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	機器の適正な運転管理に努める。照明設備を高効率なタイプに更新する。					
	(27)年度	機器の適正な運転管理に努める。照明設備を高効率なタイプに更新する。					
	(28)年度	機器の適正な運転管理に努める。照明設備を高効率なタイプに更新する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	原則、公共機関による通勤を行っております。					
	上記の措置を採用する理由	上記の通り、特別な措置は採用しておりません。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	学園祭ではゴミを減らすために再利用可能なプラスチック皿を導入。 学外の活動では、お祭りやイベントなどの環境ボランティア活動。 他大学と合同での清掃活動への参加。						
特記事項	超過削減量の使用について、第一計画期間の超過削減量1011.0t-CO2を平成28年度の排出量から差し引いて記載している。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。